

公益社団法人日本伝熱学会 優秀プレゼンテーション賞に関する内規

(賞の設置)

1. 本会における学生および若手会員による学会活動の活性化、発表技術の向上ならびに学生会員の増強を目的として、「日本伝熱学会 優秀プレゼンテーション賞」を設ける。

(対象)

2. 「日本伝熱シンポジウム」における学生および若手会員の講演発表者の中で本賞の審査を希望する者を対象とし、特に優れた発表を行った者を受賞者とする。
3. 選考対象とする学生とは、伝熱シンポジウム申込み時点で高専生、大学生、大学院生である者とし、社会人大大学院生は対象外とする。
4. 選考対象とする若手会員とは、選考年度の日本伝熱シンポジウム開催年の3月末日時点で満28歳以下の者とする。
5. 選考対象者は、原則として本会会員とする。なお、非会員に対しては、講演発表時までに入会するよう勧奨するものとする。

(候補者の推薦)

6. 「評価担当者」は日本伝熱シンポジウムにおける学生および若手研究者の講演発表の優劣を評価し、受賞の候補者を推薦する。
7. 評価担当者は各セッションの座長ならびに学生会委員会委員（学生委員を除く）とする。ただし、学生会委員会委員長の判断で評価担当者を適宜追加してよいものとする。
8. 評価担当者は、表彰に値すると考えられる講演者について、評価票にその講演発表の評価を記入し、候補者として推薦する。

(審査・選考)

9. 審査・選考は、学会賞担当副会長から委託された「優秀プレゼンテーション賞審査・選考委員」が行う。
10. 「優秀プレゼンテーション賞審査・選考委員会」は、学生会委員会委員長、学生会委員会委員（学生委員を除く）で構成する。
11. 「優秀プレゼンテーション賞審査・選考委員会」は、回収された評価票の内容をもとに審査を行い、推薦された候補者の中から受賞者を選考する。
12. 受賞者の最終決定は、企画部会長、学生会委員会委員長、学生会委員会幹事、ならびに選考年度の日本伝熱シンポジウム実行委員長が合議して行う。
最終決定結果は直近の理事会に報告し、了承を得るものとする。

13. 審査・選考の過程は一切公開しない。

(表彰)

14. 表彰は、受賞者への表彰状の贈呈をもって行う。なお表彰状は、選考年度の日本伝熱シンポジウム実行委員長名で授与する。
15. 表彰は、選考年度の日本伝熱シンポジウム会期中に行う。
16. 受賞者の氏名・所属を、会誌ならびに学会ホームページ上で広告する。

(付則)

17. 上記に記載なき事項については、学会賞担当副会長、企画部会長、学生会委員会委員長、学生会委員会幹事、選考年度の日本伝熱シンポジウム実行委員長が協議し、これに当たる。

平成13年5月6日 制定

平成17年12月10日 改定